

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿児島市長 下鶴 隆央

市町村名 (市町村コード)	鹿児島市 (462012)
地域名 (地域内農業集落名)	吉野町実方地域 (実方集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月20日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水稻のほか、施設を利用したバラやオリエンタルユリなどの栽培が行われている。耕作者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の発生、水路・土手の維持管理が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き、水田においては水稻、施設においてはバラやオリエンタルユリなど花きの栽培を行っていく。農地の管理については、当面は、現在の耕作者が耕作を継続するとともに、耕作者が耕作できなくなった場合など対応は、地域での話し合いを継続しながら検討していく。また、水路・土手の維持管理については、省力化に向けた取組を検討するとともに、多面的機能支払制度を活用した維持管理の方法などを、地域での話し合いを継続しながら検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
水田については、新規参入や他地域からの担い手確保も困難であることから、地域で話し合いを継続しながら、集落で農地を維持していく体制とともに、畑地化についても検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者に貸し付けの意向がある農地は、農地バンクを活用して、担い手や担う者へ積極的に集積を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備は済んでおり、今後取り組む予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外にかかわらず、新規就農者を積極的に受け入れ、新たな担い手の確保と育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託の取り組みは現在検討していない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵の設置や残渣の適正な処理、捕獲等による総合的な対策に取り組む。
- ③モニタリング装置やリモコン草刈り機等、最先端技術の情報収集を行い、導入を検討する。
- ⑧市単独事業などを活用し、営農を継続するために必要な既存の施設整備を行う。